

千曲市国民健康保険運営協議会 次第

日時：令和5年7月13日（木）午後1時30分

場所：千曲市役所 3階 302中会議室

（開会の前に委嘱書の交付）

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員指名

4 会議事項

（1）正副会長の選出について

（2）令和4年度千曲市国民健康保険特別会計決算見込について

（3）令和5年度千曲市国民健康保険特別会計予算について

（4）保健事業実施計画（データヘルス計画）の推進状況について

（5）その他

①国民健康保険の制度改正等について

②国民健康保険運営協議会委員等研修会について

5 閉 会

千曲市国民健康保険運営協議会委員名簿

(任期 R3. 4. 1～R6. 3. 31)

1. 被保険者を代表する委員

氏 名	備 考
西村 明子	
荒井 あや子	
曾根 紀久子	
宮原 茂	

2. 保険医又は保険薬剤師を代表する委員

氏 名	備 考
島谷 茂樹	医師会
内藤 康介	医師会
藤武 貴尚	歯科医師会
大井 正之	薬剤師会

3. 公益を代表する委員

氏 名	備 考
前嶋 功	民生児童委員
田中 重穂	民生児童委員
上原 まき子	食生活改善推進委員
飯島 淑子	食生活改善推進委員

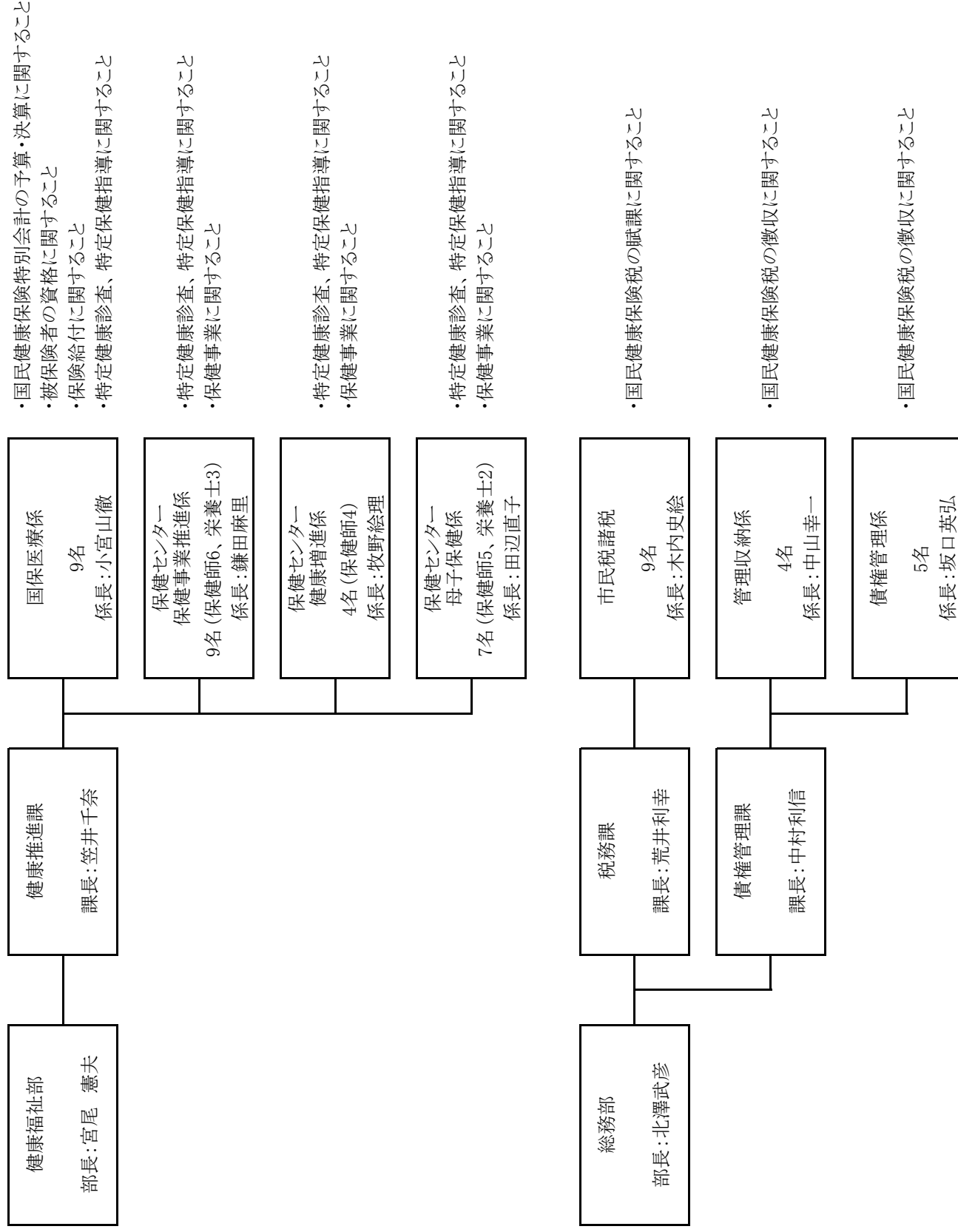
4. 被用者保険等保険者を代表する委員

氏 名	備 考
古田 博信	全国健康保険協会長野支部
近藤 悟	甲信越しんきん健康保険組合

国民健康保険担当部署

(令和5年7月1日現在)

主な担当業務



令和4年度 千曲市国民健康保険特別会計決算見込額の内訳

歳入

(単位：円、%)

項 目	予算現計	決算見込額 (A)	前年度決算額 (B)	対前年度		備 考
				増減額 (C) = (A-B)	増減率 (D) = (C/B*100)	
1 国民健康保険税	953,520,000	964,146,393	1,082,418,534	△ 118,272,141	△ 10.9	徴収率(現年課税分) 98.21% 不納欠損・還付未済額 1,573,296円 収入未済額 37,704,884円
一般被保険者 現年課税分	931,899,000	940,907,601	1,059,127,273	△ 118,219,672	△ 11.2	
" 滞納繰越分	21,234,000	23,238,792	23,278,466	△ 39,674	△ 0.2	
退職被保険者 現年課税分	0	0	0	0	0.0	
" 滞納繰越分	387,000	0	12,795	△ 12,795	△ 100.0	
2 使用料及び手数料	750,000	418,350	442,434	△ 24,084	△ 5.4	督促手数料
3 国庫支出金	103,000	40,000	1,848,000	△ 1,808,000	△ 97.8	
4 県支出金	4,129,087,000	3,791,418,208	4,000,485,436	△ 209,067,228	△ 5.2	
保険給付費等交付金(普通交付金)	4,056,860,000	3,738,755,208	3,936,860,436	△ 198,105,228	△ 5.0	
" (特別交付金)	72,227,000	52,663,000	63,625,000	△ 10,962,000	△ 17.2	
5 財産収入	10,000	4,906	4,054	852	21.0	基金運用利子
6 繰入金	359,850,000	360,415,444	361,067,276	△ 651,832	△ 0.2	
一般会計繰入金	359,850,000	360,415,444	361,067,276	△ 651,832	△ 0.2	
基金繰入金	0	0	0	0	0.0	
7 繰越金	204,374,000	204,374,047	188,751,259	15,622,788	8.3	前年度繰越金
8 諸収入	4,851,000	43,489,264	46,436,434	△ 2,947,170	△ 6.3	
延滞金及び過料	3,001,000	4,157,636	3,933,730	223,906	5.7	
雑入(保険給付費返還金、第三者納付金等)	1,850,000	39,331,628	42,502,704	△ 3,171,076	△ 7.5	
歳入合計	5,652,545,000	5,364,306,612	5,681,453,427	△ 317,146,815	△ 5.6	

歳出

(単位：円、%)

項目	予算現計	決算見込額 (A)	前年度決算額 (B)	対前年度		備考
				増減額 (C) = (A-B)	増減率 (D) = (C/B*100)	
1 総務費	31,756,000	26,326,598	27,391,151	△ 1,064,553	△ 3.9	
2 保険給付費	4,077,600,000	3,751,922,258	3,949,322,918	△ 197,400,660	△ 5.0	
療養諸費	3,529,811,000	3,267,901,192	3,426,253,384	△ 158,352,192	△ 4.6	
高額療養費	526,538,000	471,014,119	511,036,668	△ 40,022,549	△ 7.8	
移送費	11,000	0	0	0	0.0	
出産育児諸費	14,710,000	8,391,990	7,983,990	408,000	5.1	
葬祭諸費	6,000,000	4,350,000	4,000,000	350,000	8.8	
結核医療費諸費	530,000	264,957	48,876	216,081	442.1	
3 国民健康保険事業費納付金	1,299,603,000	1,299,600,759	1,259,732,574	39,868,185	3.2	
医療給付費分	882,192,000	882,191,066	844,771,428	37,419,638	4.4	
後期高齢者支援金等分	311,649,000	311,648,453	310,229,853	1,418,600	0.5	
介護納付金分	105,762,000	105,761,240	104,731,293	1,029,947	1.0	
4 保健事業費	60,509,000	56,540,042	48,683,900	7,856,142	16.1	
5 基金積立金	130,702,000	130,696,906	139,186,054	△ 8,489,148	△ 6.1	
6 諸支出金	52,375,000	49,404,185	52,762,783	△ 3,358,598	△ 6.4	
保険税還付金	13,050,000	10,179,528	3,193,650	6,985,878	218.7	
償還金	39,325,000	39,224,657	49,569,133	△ 10,344,476	△ 20.9	保険給付費等交付金償還金
7 予備費	0	0	0	0	0.0	
歳出合計	5,652,545,000	5,314,490,748	5,477,079,380	△ 162,588,632	△ 3.0	

年度別保険給付費

単位：円 （下段：前年度比増減）

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一 般	療養給付費	3,314,539,489 △ 144,999,370	3,337,437,657 22,898,168	3,283,582,817 △ 53,854,840	3,381,588,185 98,005,368	3,226,853,704 △ 154,734,481
	療養費	37,043,633 △ 7,670,936	37,186,699 143,066	37,133,026 △ 53,673	33,884,145 △ 3,248,881	30,287,572 △ 3,596,573
	高額療養費	455,370,911 △ 40,626,443	484,532,784 29,161,873	486,595,259 2,062,475	510,753,596 24,158,337	470,656,801 △ 40,096,795
	高額介護合算	218,952 △ 25,539	343,292 124,340	436,403 93,111	283,072 △ 153,331	357,318 74,246
	移送費	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	小 計	3,807,172,985 △ 193,322,288	3,859,500,432 52,327,447	3,807,747,505 △ 51,752,927	3,926,508,998 118,761,493	3,728,155,395 △ 198,353,603
退 職	療養給付費	22,600,658 △ 45,551,741	4,260,250 △ 18,340,408	5,047 △ 4,255,203	2,968 △ 2,079	0 △ 2,968
	療養費	273,131 △ 743,968	121,527 △ 151,604	0 △ 121,527	0 0	0 0
	高額療養費	2,335,997 △ 7,812,277	58,104 △ 2,277,893	0 △ 58,104	0 0	0 0
	高額介護合算	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	移送費	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	小 計	25,209,786 △ 54,107,986	4,439,881 △ 20,769,905	5,047 △ 4,434,834	2,968 △ 2,079	0 △ 2,968
出産育児一時金	12,148,000 △ 3,546,490	9,240,000 △ 2,908,000	10,468,000 1,228,000	7,980,000 △ 2,488,000	8,388,000 408,000	
葬 祭 費	4,900,000 750,000	3,200,000 △ 1,700,000	4,000,000 800,000	4,000,000 0	4,350,000 350,000	
結核医療給付金	2,075 2,075	15,966 13,891	7,205 △ 8,761	0 △ 7,205	0 0	
傷病手当金	0 0	0 0	0 0	48,876 48,876	264,957 216,081	
審査支払手数料	11,326,756 50,165	10,858,569 △ 468,187	11,378,367 519,798	10,782,076 △ 596,291	10,763,906 △ 18,170	
合 計	3,860,759,602 △ 250,174,524	3,887,254,848 26,495,246	3,833,606,124 △ 53,648,724	3,949,322,918 115,716,794	3,751,922,258 △ 197,400,660	

令和5年度 千曲市国民健康保険特別会計歳入歳出予算

(単位：円、%)

歳入

項目	当初予算額 (A)	構成比	前年度予算額 (B)	構成比	対前年度		備考
					増減額 (C) = (A-B)	増減率 (D) = (C/B*100)	
1 国民健康保険税	890,513,000	16.4	953,520,000	17.4	△ 63,007,000	△ 6.6	
一般被保険者 現年課税分	871,092,000	—	931,899,000	—	△ 60,807,000	—	
" 滞納繰越分	19,034,000	—	21,234,000	—	△ 2,200,000	—	
退職被保険者 滞納繰越分	387,000	—	387,000	—	0	—	
2 使用料及び手数料	750,000	0.0	750,000	0.0	0	0.0	
3 国庫支出金	103,000	0.0	103,000	0.0	0	0.0	
4 県支出金	4,123,280,000	75.7	4,129,087,000	75.4	△ 5,807,000	△ 0.1	
保険給付費等交付金（普通交付金）	4,056,860,000	—	4,056,860,000	—	0	—	
"（特別交付金）	66,420,000	—	72,227,000	—	△ 5,807,000	—	
5 財産収入	10,000	0.0	10,000	0.0	0	0.0	
6 繰入金	426,211,000	7.8	390,707,000	7.1	35,504,000	9.1	
一般会計繰入金	361,610,000	—	359,850,000	—	1,760,000	—	
基金繰入金	64,601,000	—	30,857,000	—	33,744,000	—	
7 繰越金	1,000	0.0	1,000	0.0	0	0.0	
8 諸収入	5,188,000	0.1	4,851,000	0.1	337,000	6.9	
延滞金及び過料	3,001,000	—	3,001,000	—	0	—	
雑入（保険給付費返還金、第三者納付金等）	2,187,000	—	1,850,000	—	337,000	—	
歳入合計	5,446,056,000	100.0	5,479,029,000	100.0	△ 32,973,000	△ 0.6	

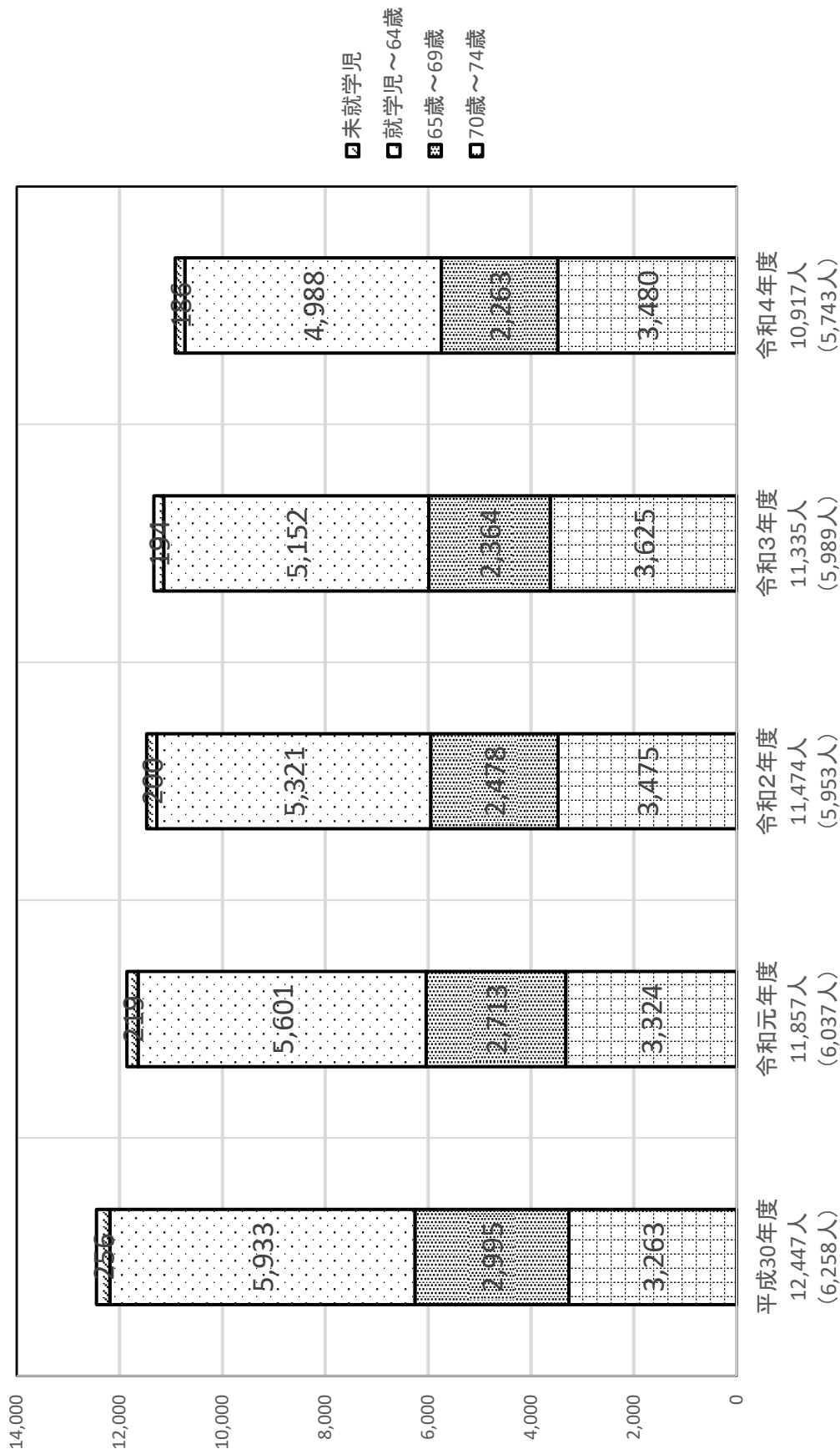
(単位：円、%)

歳出

項目	当初予算額 (A)	構成比	前年度予算額 (B)	構成比	対前年度		備考
					増減額 (C) = (A-B)	増減率 (D) = (C/B*100)	
1 総務費	29,266,000	0.5	31,756,000	0.6	△ 2,490,000	△ 7.8	
2 保険給付費	4,077,900,000	74.9	4,077,600,000	74.4	300,000	0.0	
療養諸費	3,530,311,000	—	3,530,311,000	—	0	—	
高額療養費	526,538,000	—	526,538,000	—	0	—	
移送費	11,000	—	11,000	—	0	—	
出産育児諸費	14,710,000	—	14,710,000	—	0	—	
葬祭諸費	6,000,000	—	6,000,000	—	0	—	
結核医療費諸費	330,000	—	30,000	—	300,000	—	
3 国民健康保険事業費納付金	1,269,335,000	23.3	1,299,603,000	23.7	△ 30,268,000	△ 2.3	
医療給付費分	828,229,000	—	882,192,000	—	△ 53,963,000	—	
後期高齢者支援金等分	336,481,000	—	311,649,000	—	24,832,000	—	
介護納付金分	104,625,000	—	105,762,000	—	△ 1,137,000	—	
4 保健事業費	62,288,000	1.2	60,509,000	1.1	1,779,000	2.9	
5 基金積立金	10,000	0.0	10,000	0.0	0	0.0	
6 諸支出金	6,257,000	0.1	8,551,000	0.2	△ 2,294,000	△ 26.8	
保険税還付金	5,550,000	—	5,550,000	—	0	—	
償還金	707,000	—	3,001,000	—	△ 2,294,000	—	国庫支出金等過年度返還金
7 予備費	1,000,000	0.0	1,000,000	0.0	0	0.0	
歳出合計	5,446,056,000	100.0	5,479,029,000	100.0	△ 32,973,000	△ 0.6	

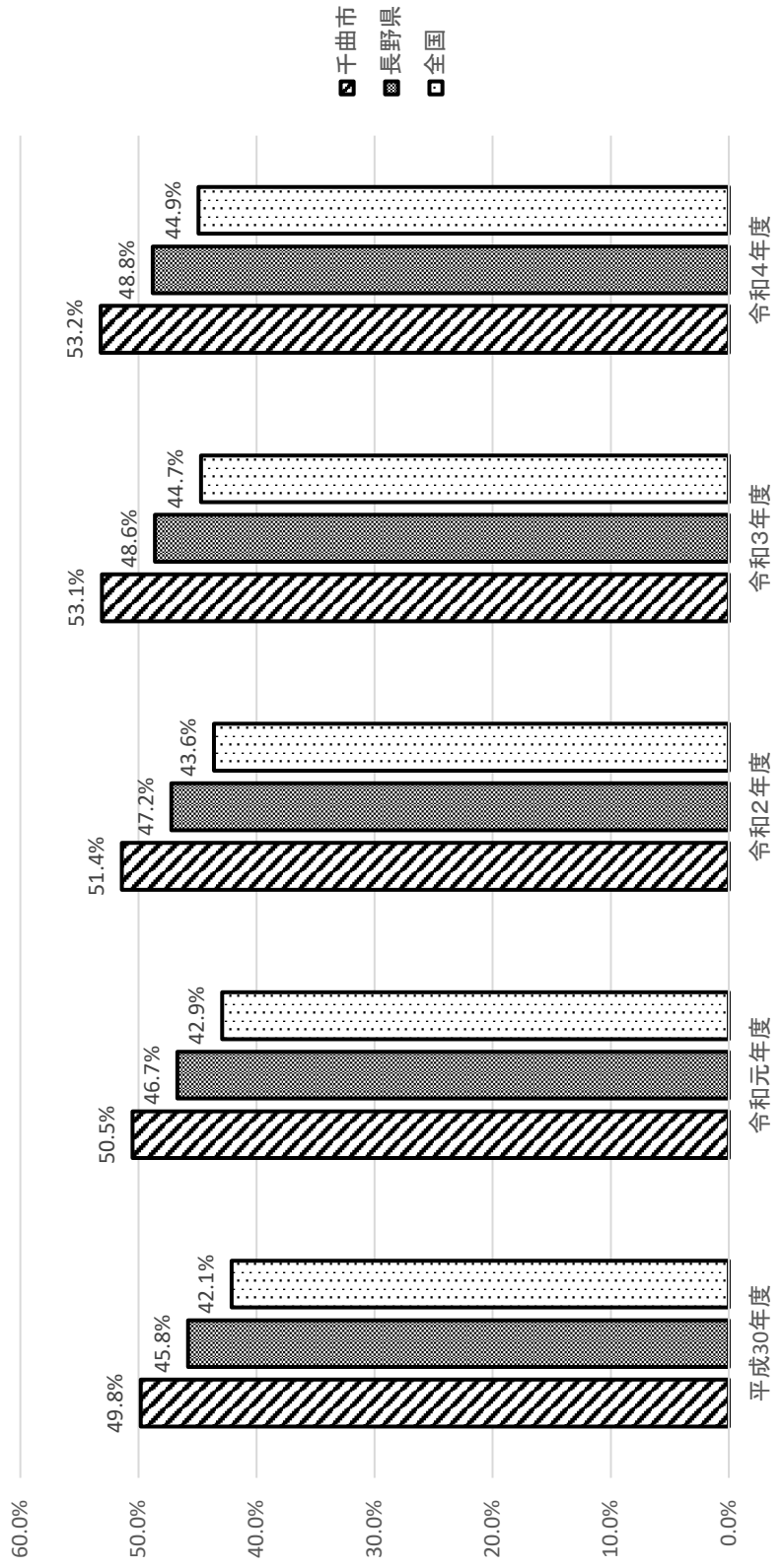
被保険者数の推移（年度平均・全被保険者）

（単位：人）



※（ ）内は全被保険者数のうち65歳以上の被保険者の人数

国保全被保険者に占める65歳以上被保険者の割合（KDBシステムより）



1人あたり医療費の推移

(単位：円)

保険者名	一 般				退 職				国 保 全 体			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
長野市	382,566	376,380	394,120	407,915	303,788	209,407	-	-	382,454	376,378	394,120	407,915
松本市	383,694	379,630	409,754	418,628	744,251	548,380	-	-	384,365	379,634	409,754	418,628
上田市	383,139	380,455	415,419	424,033	629,742	91,917	-	-	383,459	380,458	415,419	424,034
岡谷市	404,494	389,629	412,792	412,278	603,452	23,200	-	-	404,955	389,631	412,792	412,278
飯田市	356,022	354,991	374,746	387,618	362,668	45,920	-	-	356,037	354,993	374,746	387,618
諏訪市	372,724	367,462	401,871	406,984	247,657	134,799	-	-	372,542	367,475	401,871	406,984
須坂市	379,987	366,313	375,718	376,919	468,820	33,630	-	-	380,131	366,316	375,718	376,919
小諸市	340,994	337,686	368,574	384,297	294,069	-	-	-	340,913	337,686	368,574	384,297
伊那市	367,156	362,993	383,047	393,006	309,076	83,320	-	-	367,031	362,999	383,047	393,006
駒ヶ根市	369,127	361,091	365,284	376,045	248,614	20,240	-	-	368,919	361,095	365,284	376,045
中野市	348,281	354,586	385,033	382,180	276,940	85,490	-	-	348,185	354,594	385,033	382,180
大町市	387,695	385,321	405,505	438,927	2,151,624	14,670	-	-	391,305	385,323	405,505	438,927
飯山市	396,650	379,240	377,212	427,987	270,399	18,560	-	-	396,400	379,244	377,212	427,987
茅野市	389,198	363,698	377,566	394,896	168,506	80,300	-	-	388,828	363,704	377,566	394,899
塩尻市	375,082	364,012	378,013	408,814	738,468	62,410	-	-	375,488	364,016	378,013	408,814
千曲市	382,558	388,590	404,862	401,869	230,863	7,210	-	-	382,213	388,591	404,862	401,869
佐久市	364,430	366,026	395,530	413,822	692,917	331,160	-	-	365,149	366,024	395,530	413,823
東御市	383,847	356,038	412,014	386,222	195,263	78,520	-	-	383,545	356,050	412,014	386,222
安曇野市	382,834	361,617	392,537	400,896	271,044	-26,560	-	-	382,660	361,616	392,537	400,896
市町村計	370,838	364,965	388,024	397,760	497,822	1,255,119	-	-	371,056	364,971	388,024	397,760

※令和元年度から令和3年度は「確定値」、令和4年度は「速報値」

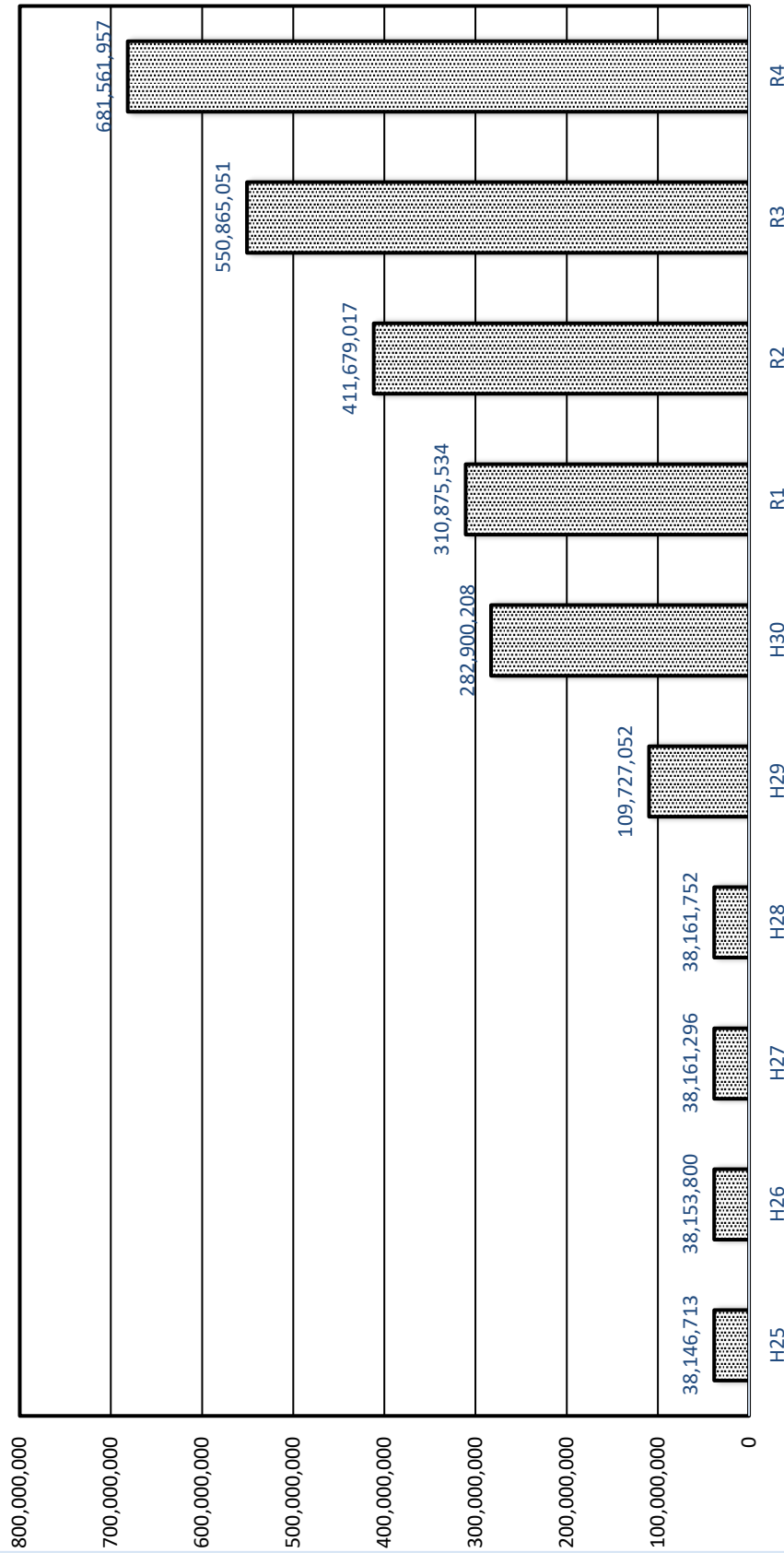
1人あたり医療費の推移（伸び率）

（単位：円、％）

保険者名	国保全体												
	令和元年度	令和2年度	R2-R1	伸び率	伸び率 順位	令和3年度	R3-R2	伸び率	伸び率 順位	令和4年度	R4-R3	伸び率	伸び率 順位
長野市	382,454	376,378	-6,076	-1.6	11	394,120	17,742	4.7	13	407,915	13,795	3.5	7
松本市	384,365	379,634	-4,731	-1.2	8	409,754	30,120	7.9	8	418,628	8,875	2.2	11
上田市	383,459	380,458	-3,001	-0.8	5	415,419	34,961	9.2	3	424,034	8,616	2.1	13
岡谷市	404,955	389,631	-15,324	-3.8	15	412,792	23,160	5.9	9	412,278	-514	-0.1	16
飯田市	356,037	354,993	-1,044	-0.3	4	374,746	19,753	5.6	10	387,618	12,872	3.4	8
諏訪市	372,542	367,475	-5,067	-1.4	9	401,871	34,396	9.4	2	406,984	5,112	1.3	14
須坂市	380,131	366,316	-13,815	-3.6	14	375,718	9,402	2.6	17	376,919	1,201	0.3	15
小諸市	340,913	337,686	-3,227	-0.9	6	368,574	30,888	9.1	4	384,297	15,723	4.3	6
伊那市	367,031	362,999	-4,032	-1.1	7	383,047	20,048	5.5	11	393,006	9,959	2.6	10
駒ヶ根市	368,919	361,095	-7,824	-2.1	12	365,284	4,190	1.2	18	376,045	10,760	2.9	9
中野市	348,185	354,594	6,409	1.8	1	385,033	30,439	8.6	5	382,180	-2,853	-0.7	18
大町市	391,305	385,323	-5,981	-1.5	10	405,505	20,181	5.2	12	438,927	33,422	8.2	2
飯山市	396,400	379,244	-17,156	-4.3	16	377,212	-2,032	-0.5	19	427,987	50,775	13.5	1
茅野市	388,828	363,704	-25,123	-6.5	18	377,566	13,861	3.8	16	394,899	17,333	4.6	5
塩尻市	375,488	364,016	-11,472	-3.1	13	378,013	13,997	3.8	15	408,814	30,801	8.1	3
千曲市	382,213	388,591	6,378	1.7	2	404,862	16,272	4.2	14	401,869	-2,993	-0.7	17
佐久市	365,149	366,024	875	0.2	3	395,530	29,506	8.1	7	413,823	18,293	4.6	4
東御市	383,545	356,050	-27,495	-7.2	19	412,014	55,964	15.7	1	386,222	-25,792	-6.3	19
安曇野市	382,660	361,616	-21,044	-5.5	17	392,537	30,922	8.6	6	400,896	8,359	2.1	12
市町村計	371,056	364,971	-6,085	-1.6	-	388,024	23,053	6.3	-	397,760	9,736	2.5	-

国民健康保険支払準備基金残高の推移

(単位:円)



国民健康保険特別会計 繰入金の状況

(単位:円)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予算額)
保険基盤安定繰入金	199,953,043	266,758,220	270,618,498	269,987,228	289,444,207	279,859,254	272,608,149	273,659,614	266,324,763	257,169,000
出産育児一時金繰入金	10,009,000	12,298,000	10,357,673	10,462,993	8,098,666	7,467,000	7,023,000	5,320,000	5,592,000	9,800,000
財政安定化支援事業繰入金	68,420,000	74,776,000	64,877,000	56,547,000	69,455,000	64,922,000	64,770,000	54,244,000	59,782,000	62,560,000
事務費等繰入金	18,059,977	18,180,086	20,713,331	20,896,349	24,190,891	26,512,811	27,399,839	27,843,662	26,894,337	30,229,000
事務費繰入金(法定分)	18,059,977	18,180,086	20,713,331	20,896,349	23,941,891	25,987,811	26,783,839	27,179,662	26,170,337	29,283,000
法定外繰入	0	0	0	0	249,000	525,000	616,000	664,000	724,000	946,000
赤字補てん分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金積立資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方単独事業国庫負担金減額補てん分	0	0	0	0	249,000	525,000	616,000	664,000	724,000	946,000
未就学児均等割保険料繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	1,822,344	1,852,000
一般会計繰入金 合計	296,442,020	372,012,306	366,566,502	357,893,570	391,188,764	378,761,065	371,800,988	361,067,276	360,415,444	361,610,000
国民健康保険支払準備基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64,601,000
繰入金合計	296,442,020	372,012,306	366,566,502	357,893,570	391,188,764	378,761,065	371,800,988	361,067,276	360,415,444	426,211,000

県下19市の国民健康保険税（料）率等の状況

(R5. 4月飯田市調査)

R5年度	医療分				支援金分				介護分				R5年度 改定
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	
	%	%	円	円	%	%	円	円	%	%	円	円	
長野市	8.20	-	17,760	19,680	2.80	-	6,240	7,560	2.60	-	8,760	7,080	
松本市	8.10	-	18,800	21,700	3.20	-	6,500	7,400	2.60	-	6,400	6,700	
上田市	5.90	-	20,000	19,900	2.43	-	8,700	7,300	2.20	-	8,900	6,500	
岡谷市	7.61	11.95	21,800	20,000	2.40	2.98	8,600	6,800	2.02	2.40	8,600	6,800	
飯田市	6.60	-	16,500	21,000	3.05	-	10,600	-	2.70	-	8,600	6,800	
諏訪市	6.70	-	19,000	22,000	2.70	-	8,000	9,500	1.70	-	7,000	6,000	○
須坂市	7.40	-	19,000	19,000	2.90	-	6,000	6,000	2.10	-	8,000	7,000	
小諸市	6.00	-	18,000	20,000	2.90	-	8,500	7,000	3.20	-	9,000	8,000	○
伊那市	6.50	-	23,400	24,400	2.30	-	8,800	7,900	2.40	-	10,300	7,700	
駒ヶ根市	7.30	16.00	18,000	20,000	2.85	4.00	7,400	6,500	2.19	7.00	7,300	6,400	
中野市	7.00	8.60	22,500	19,600	2.50	4.80	7,800	7,000	2.30	2.50	9,800	6,300	○
大町市	5.90	14.00	21,000	24,000	2.40	-	9,000	8,000	2.20	-	9,000	7,000	
飯山市	6.90	6.50	20,000	20,100	3.45	3.20	9,800	9,700	2.60	1.30	7,500	7,000	○
茅野市	6.47	13.00	19,200	20,000	1.93	6.00	7,500	8,600	1.87	5.70	7,700	6,000	
塩尻市	6.35	-	23,500	23,700	2.45	-	9,100	8,100	2.11	-	9,100	7,300	○
千曲市	7.70	-	19,500	22,000	2.40	-	7,500	7,200	1.80	-	7,300	6,300	
佐久市	7.30	-	20,800	24,400	2.75	-	7,300	8,700	2.75	-	9,000	7,300	○
東御市	6.70	11.20	19,000	19,500	2.30	3.80	7,300	7,000	2.30	1.80	9,000	8,200	○
安曇野市	6.90	-	20,400	20,400	2.70	-	9,600	9,600	2.20	-	7,000	7,000	
平均	6.92	11.61	19,903	21,125	2.65	4.13	8,118	7,770	2.31	3.45	8,329	6,915	

保険税の負担を減らすためにはどうしたらいいの？

保険税は医療費などをもとに決められるので、医療費が増えれば保険税も引き上げになる場合があります。ですから、保険税の負担を増やさないためには、医療費節約が有効です。最も効果的な医療費節約法は「健康でいること」。

「セルフメディケーション」で、自分の健康は自分で守りましょう。そして、健康に気をつけていても体調不良になったときは「適正受診」を心がけましょう。

セルフメディケーションで医療費節約

セルフメディケーション＝自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること



適正受診で医療費節約

- かかりつけ医を持ちましょう
- 大病院にかかるときは、かかりつけ医に紹介状をもたせましょう
- 緊急時以外の休日・夜間受診を見直しましょう
- かかりつけ薬局を持ちましょう
- 子どもの急病で心配なとき、まずは子ども医療電話相談（#8000）
- かかりつけ薬局を相談しましょう
- ジェネリック医薬品を利用しましょう
- ジェネリック処方薬を利用しましょう
- 「お薬手帳」は1冊1冊にまとめて、薬を管理しましょう
- 処方薬がたくさん余ったら、薬局で調整してもらいましょう
- ジェネリック処方薬を利用しましょう

健診を受けて医療費節約

定期的に健診を受けている人は受けていない人よりも医療費がかからないという調査結果があります。これは、健診によって、健康意識が高まることや、病気の発症の前段階で発見でき、重症化を防ぐことなどによると考えられます。

特定健診を受けても 保険税負担が減る？

特定健診実施率が高くなると、保険税抑制などに使われる国からの交付金が多くなり、保険税負担が減る可能性があります。40歳以上75歳未満の人は必ず特定健診を受けましょう。

あなたの健康を支える 国保の保険税のことも知ってください！

かんたん 保険税

納税通知書は世帯主あてにお送りします

保険税を納める義務は世帯主にあります。そのため世帯主が国保に加入していても、世帯に国保被保険者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。世帯主は忘れずに保険税を納めてください。



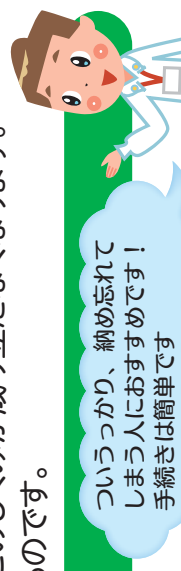
保険税は国保を支え、国保はあなたの健康を支えています！

国民健康保険（国保）は被保険者のみなさんが保険税を出し合い、病気やけがをしたときに備えるしくみです。このしくみのおかげで、わたしたちは医療費の一部を負担するだけで医療を受けることができます。国保の貴重な財源である保険税が納められないと、このしくみが成り立たなくなりますが、保険税は国保を支えているのです。

保険税は口座振替にしましょう！

保険税を口座振替にすると…

- 便利** 納期のたびに金融機関などに行く必要がない！
- 安心** 自動的に払い込まれるから、納め忘れがない！
- 確実** 一度手続きをすると、自動的に毎年度継続される！
- 手続き方法** 手続きに必要なものを持って、市区町村指定の金融機関で手続きをしましょう！
- 手続きに必要なもの**
 - 納税通知書
 - 預金通帳
 - 通帳届け出印



保険税は年度ごと・世帯ごとに決められます!

都道府県が、各市区町村の所得水準や年齢構成に応じた医療費水準などを考慮して、市区町村ごとの標準保険税率を算定します。

都道府県が算定した標準保険税率を参考に、市区町村が下の項目ごとに保険税率（額）を決定します。

千曲市では、下の項目を組み合わせて1世帯の保険税額が決まります。

1世帯の保険税

	所得割	均等割	平等割
医療給付費分 国保の給付などにあてられる財源	世帯の被保険者の所得に応じて計算 (総所得金額等 - 43万円 ^{※1}) × 税率	1人につきいくらと計算 均等割額 × 被保険者数	1世帯につきいくらと計算 平等割額
	税率7.7%	19,500円 × 人	22,000円
後期高齢者支援金分 75歳未満の人が負担する後期高齢者医療制度への支援金	税率2.4%	7,500円 × 人	7,200円
介護給付金分 40歳以上65歳未満の人のみ介護サービス費などにあてられる財源	税率1.8%	7,300円 × 人	6,300円
合計			最高限度額 1,040,000円

※1 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下は29万円、2,450万円超2,500万円以下は15万円、2,500万円超は0円となります。

正しい所得を申告しましょう

保険税の所得割額は、前年の所得をもとに決められます。国保事業の健全な運営を図るため、正しい申告をお願いします。
また、国保ではさまざまな給付（入院時の食事代や高額療養費の支給など）において、所得に応じて軽減措置があります。申告をしないと、軽減が受けられないことがありますのでご注意ください。

保険税の納め方は、年齢に応じて異なります!

40歳未満の人

医療給付費分と後期高齢者支援金分を合わせて納めます。介護給付金分の負担はありません。

国保の保険税

医療給付費分
後期高齢者支援金分

40歳以上65歳未満の人

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護給付金分を合わせて納めます。

国保の保険税

医療給付費分
後期高齢者支援金分
介護給付金分

65歳以上75歳未満の人

医療給付費分と後期高齢者支援金分を合わせた国保の保険税と、介護保険料は別に納めます。

国保の保険税

医療給付費分
後期高齢者支援金分
介護保険料

国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の保険税は、原則として世帯主の年金から天引き（特別徴収）になります。

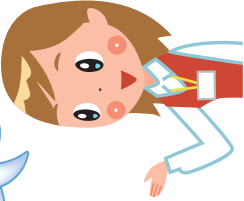
- 世帯主が国保被保険者以外
- 年金が月額18万円未満
- 介護保険料の天引きと合わせた額が年金額の2分の1を超える

※ 年金から天引きとなる人でも、口座振替への変更が可能です。くわしくは税務課へお問い合わせください。

75歳になったら

国保を抜けて後期高齢者医療制度に移ります。以後、後期高齢者医療制度の保険料を納めるようになります。

年度とは、4月から翌年3月までのことです!



保険税は国保の資格を得た月の分から納めます!

保険税は、国保加入の届けを出した月からではなく、国保加入の資格を得た月の分から納めます。国保に加入または脱退するときは、14日以内に国保担当窓口へ届け出てください。

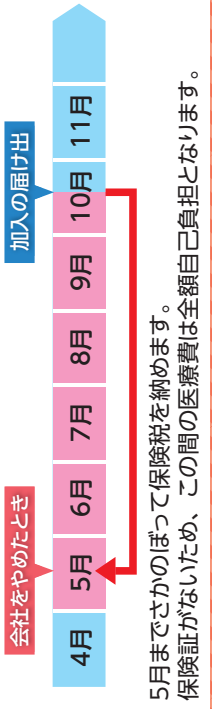
● 過年度分の保険税

年度をまたがって加入の届けを出した場合は、4月からの保険税とは別に前年度の保険税額をお知らせします。これを「過年度分の保険税」といいます。

加入の届け出が遅れると

● 加入資格を得た時点までさかのぼって、保険税を納めます（溯及賦課）。

例 5月に会社をやめて、10月に国保加入の届けを出をしたとき



5月までさかのぼって保険税を納めます。保険証がないため、この間の医療費は全額自己負担となります。

年度の途中で加入したときの保険税
年間保険税 × 加入した月から3月までの月数
12

年度の途中で脱退したときの保険税
年間保険税 × 4月から脱退した月の前月までの月数
12

保険税には軽減措置があります!

▶ 所得が一定以下の世帯の軽減措置（令和5年度改正）（申請不要）

前年の所得が一定以下の世帯は、保険税の均等割額と平等割額が軽減されます。同じ世帯の被保険者^{※1}および世帯主の総所得金額等の合計額が次の所得の基準を満たす場合に軽減されます。令和5年度から、その基準額が引き上げになります。

7割軽減	基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等 ^{※2} の数 - 1) 以下
5割軽減	基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等 ^{※2} の数 - 1) + 29万円 × 被保険者 ^{※3} 数 以下
2割軽減	基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等 ^{※2} の数 - 1) + 53.5万円 × 被保険者 ^{※3} 数 以下

※1 被保険者には、同じ世帯で国保から後期高齢者医療制度に移行した人も含む。

※2 給与所得者等とは

●一定の給与所得者（給与収入55万円超） ●公的年金等に係る所得を有する人（公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で110万円超[★]）
★公的年金等に依る特別控除（15万円）後は110万円を125万円に読み替えます。

義務教育就学前の子どもの軽減措置（申請不要）

子育て世帯の負担軽減を図るため、義務教育就学前の子どもの均等割額が5割軽減されます。7・5・2割軽減が適用されている世帯は、軽減後の均等割額を5割軽減します。



非自発的に失業した65歳未満の人の保険税（要申請）

会社の倒産や会社都合による退職など、非自発的理由で失業した65歳未満の人（雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者）の保険税は、前年所得のうち給与所得を30%として算定します。くわしくは税務課へお問い合わせください。

後期高齢者医療制度移行に伴う経過措置（申請不要）

世帯の国保被保険者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより国保被保険者が1人の世帯となった人は、対象となつてから5年間は保険税の平等割額が2分の1軽減、その後3年間は4分の1軽減されます。



保険税は納期内に納めましょう!

保険税を滞納すると、高額療養費の限度額適用認定を受けられない場合があります。さらに、次のように未納期間に応じた措置がとられます。

督促

納期限を過ぎると、督促が行われ、延滞金などを徴収される場合があります。



短期被保険者証の交付

通常の保険証の代わりに「短期被保険者証」が交付される場合があります。



それでも滞納が続くと

資格証明書の交付

保険証の代わりに「資格証明書」が交付されます。



納期限から1年が過ぎると

給付の差し止め

国保の給付が全部、または一部差し止めになります。それでも納めないでいると、差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。



納期限から1年6か月が過ぎると

- このほかに財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もあります。
- 世帯に40歳以上65歳未満の国保被保険者がいる場合は、介護保険の給付も制限される場合があります。



納付が困難なときはご相談ください

災害や失業などの特別な事情により、保険税の納付が困難なときは、滞納のままにせずお早めにご相談ください。

A の変化

◎高齢者の増加、現役世代の急減
2025年 団塊世代が全て後期高齢者へ
2040年 がピーク
現役世代の急減
高齢者、単身世帯の増加

◎社会保障費の増加
2040年 医療費約1.7倍 66兆7千億円
介護費約2.4倍 25兆8千億円

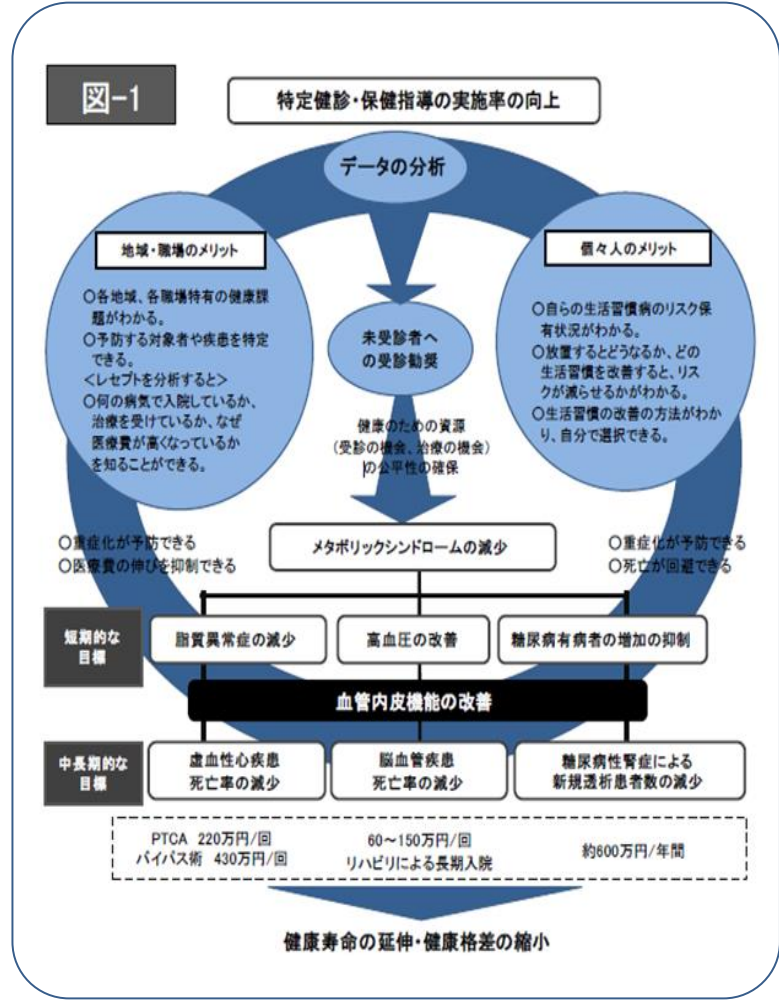
首相官邸

◎日本再興戦略（成長戦略）（H25） 保険者機能強化、データヘルス計画の策定・取組、糖尿病重症化予防
◎全世代型社会保障改革の方針（2020.12.15） ⇒ ◎骨太方針2021決定（2021.6.18）
現役世代の負担軽減（後期2割負担）、少子化対策を前に進める

◎経済財政諮問会議（予算要求の基本方針）

新経済・財政再生計画改革工程表(2020.12.18)
★糖尿病等の生活習慣病予防、重症化予防の推進
アウトカム：新規透析患者数減少、糖尿病有病者の増加の抑制、メタボリックシンドロームの減少

健康寿命の延伸
(生涯現役)
社会保障費の安定



A 健康寿命と社会保障費

B 国保特定健診・特定保健指導 (H20年度～実施)

① 人口構造の変化

2025年団塊の世代が後期高齢者へ、担い手不足
2040年高齢化率40%以上に、社会保障費の増加

年度	2010 (H22)		2015 (H27)		2020 (R2)		推計	
	2010	2015	2020	2030	2050			
総人口(人)	61,267	60,274	58,535	52,976	41,228			
高齢化率(%)	市	27.7	31.4	33.5	37.0	43.4		
	県	26.8	30.1	32.2				
(%)	国	23.2	26.6	28.7				

H22/H27/R2国勢調査
推計は第2期千曲市人口ビジョンより

② 健康寿命の延伸

★健康寿命・平均寿命ともに県平均より高い

平均寿命(歳)	2010 (H22)		2015 (H27)		
	男	女	男	女	
市	80.2	87.7	82.1	88.0	
県	80.9	87.2	81.8	87.7	
健康寿命(歳)	市	64.8	67.4	66.4	67.5
	県	65.8	67.2	66.0	67.2

(算出資料:国勢調査生命表、5年に1度算出)

④-1 後期高齢者総医療費

	H25	R3	伸び率
総費用(円)	82億	92億	1.1
被保険者数(人)	9,468	10,763	1.14

事務報告書

① 特定健診等の受診率

国保	H25	R3
特定健診	39.6% (10位)	48.7% (3位) ↑
リピーター率 (継続受診割合)	72.5%	77.1% ↑
特定保健指導	92.0% (1位)	87.6% (1位)

* ()19市順位降順

② 特定健診の結果

	H25	R3
メタボリックシンドローム 該当者+予備群	29.6%	33.9% ↑
中性脂肪 300以上	3.2%	3.6%
I度高血圧以上	925人 (22.0%)	1,131人 (27.6%)
III度高血圧以上 (再掲)	20人 (0.5%)	29人 (0.7%) ↑
HbA1c6.5%以上 (割合)	354人 (8.5%)	471人 (11.8%)
8.0%以上 (割合) (再掲)	41人 (1.0%)	51人 (1.3%) ↑

(KDB2次加工ツールR2法定報告後③-2経年比較)

R5.3月現在
改善 未受診・悪化等
14人 (48.3%) 未受診 7人
治療中だがデータなし 3人
悪化(重症化) 5人

R5.3月現在
改善 未受診・悪化等
31人 (60.8%) 未受診2人
治療中だがデータなし 4人
悪化 11人
変化なし 3人

◎今後の課題
メタボ(肥満)の減少

③-1 一人当たり医療費

医療保険		H25	R3
国保	医療費(円)	34.1万	40.6万 ↑
	順位(19市降順)	2位	6位
後期	医療費(円)	86.8万	86.1万 ↓
	順位(19市降順)	2位	6位

国保事業状況報告、事務報告書

④-2 介護保険給付総費用

	H25	R3	伸び率
総費用(円)	43億	48億	1.1
介護認定者数(人)	2,951	3,342	1.13
1号一人当給付費(円) *様式5-1	23.4万	24.9万	1.06

事務報告書

③ 新規透析導入患者数

	H25	R3
慢性透析患者数	36人	51人 ↑
新規透析患者数	7人 (19.4%)	14人 (27.5%) ↑
新規のうち 糖尿病性腎症	3人 (42.9%)	11人 (78.6%) ↑

③-2 国保総医療費に占める生活習慣病の割合

★生活習慣病医療費、徐々に減少

	H25	R3	伸び率
A 総費用(円)	46億	40億	0.87
生活習慣病医療費	12.7億	9.3億	0.73
がん除く割合	27.9%	23.2%	
被保険者数(人)	15,132	11,230	0.74

*KDB帳票1地域の全体像の把握

④-3 介護認定率

	H25	R3	
2号	市	0.4%	0.24% ↓
	県	0.4%	0.27% ↓
1号	市	17.3%	17.3%
	県	18.8%	18.2% ↓

C 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の心身の特性に応じた保健事業を行う (R2年度～実施)

★生活習慣病等の重症化予防とフレイル予防を一体的に実施
★保健・医療・介護等のデータを一体的に分析 ★県と連携して一体的に実施

D 死亡

① 早世の予防

65歳未満死亡率	男性		女性	
	H25	R3	H25	R3
	13.4%	10.1%	7.7%	4.2%

② 脳血管疾患の死亡の減少

	H25	R3
脳血管疾患	5.3%	6.2%

③ 心疾患の死亡の減少

	H25	R3
心疾患	16.2%	9.9%

活動統計より

国民健康保険の制度改革等について

1. 出産育児一時金の支給基準額の改正

40.8万円（産科医療補償制度の加算対象となる出産にあつては、42万円）から
48.8万円（上記出産にあつては、50万円）に引き上げ

2. 国民健康保険税の改正

1) 保険税賦課限度額の引き上げ

保険税課税限度額が102万円から2万円引き上げられ、104万円に改正されました。内訳は下記のとおりです。

- ・ 医療分 現行の65万円で据え置き
- ・ 後期高齢者支援金分 現行の20万円から22万円に2万円引上げ
- ・ 介護納付金分 現行の17万円で据え置き

2) 保険税の軽減措置の引き上げ

- ・ 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を現行の28.5万円から29万円に0.5万円引き上げ
- ・ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を現行の52万円から53.5万円に1.5万円引き上げ

3. 新型コロナウイルス感染症の傷病手当金の支給終了

傷病手当金は、被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、労務に服することができない場合に、収入の3分の2を支給する制度です。

国民健康保険でも令和2年から支給をしていましたが、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことに伴い、傷病手当金の支給は5月7日までの間に新型コロナウイルス感染症に感染し、労務に服することができない期間までのもので終了となりました。

事務連絡
令和5年4月6日

市町村国民健康保険主管課長 様

長野県国民健康保険団体連合会
総務課長

研修会の開催について（予告）

平素より、本会事業運営にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本会では下記のとおり研修会を実施する予定ですので予めお知らせいたします。
出欠席につきましては、今後お送りいたします開催通知によりご報告ください。

記

1. 国民健康保険担当者研修会

日時：令和5年8月8日（火）午前10時から午後3時30分まで
8月9日（水）午前10時から午後2時30分まで

場所：Web開催

内容：長野県及び本会による国保制度、事務処理等の説明

対象者：国民健康保険担当者（両日の出席を原則とします）

2. 国民健康保険運営協議会委員等研修会

日時：令和5年11月2日（木）午後1時から3時30分

場所：長野市若里市民文化ホール
長野県長野市若里3-22-2

内容：講演「長野県の国民健康保険等の現状について」（予定）

長野県健康福祉部健康増進課

国民健康保険室長 西川 勉 氏

講演「国保の現状と予防、健康づくり施策」（予定）

一般社団法人 日本医療安全調査機構

専務理事 矢島 鉄也 氏

対象者：国民健康保険運営協議会委員並びに後期高齢者医療制度運営協議会委員
および関係職員

長野県国民健康保険団体連合会 総務課 企画広報係
（課長）土屋 淳子 （担当）丸山 麗奈・鈴木 駿斗
TEL 026-238-1550（直通） FAX 026-238-1559
Web-mail 5000102@kokuho-nagano.local

国民健康保険法（抜粋）

（国民健康保険）

第2条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする

（保険者）

第3条 都道府県は、当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とともに、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、第四章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国民健康保険法施行令（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第3条 法第11条第1項に定める協議会（第5項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもって組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の2分の1以上当該数以内数とする。

- 3 法第 11 条第 2 項に定める協議会(以下この条において「市町村協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。
- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第 5 条第 1 項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第 4 条 協議会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする

(会長)

第 5 条 協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○千曲市国民健康保険運営協議会規則

平成 15 年 9 月 1 日

規則第 71 号

(趣旨)

第 1 条 千曲市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)については、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)及び国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)並びに千曲市国民健康保険条例(平成 15 年千曲市条例第 147 号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員の委嘱)

第 2 条 協議会の委員中、被保険者を代表する委員は、市の公職についていない者の中から、保険医又は保険薬剤師を代表する委員は、市の保険医又は保険薬剤師の中から、公益を代表する委員は、市の公職にある者の中から、被用者保険等保険者を代表する委員は、被用者保険等保険者連絡協議会の推薦に基づいて市長が委嘱する。

(会長の職務)

第 3 条 協議会の会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(会議)

第 4 条 協議会は、次に掲げる場合に会長が招集する。

- (1) 市長から協議会に諮問があったとき。
- (2) 被保険者その他利害関係者から、国民健康保険に関する意見の開陳があったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要があるとき。

(定足数)

第 5 条 協議会は、委員の過半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

(表決)

第 6 条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 7 条 議長は、採決するときは、その旨を会議に宣告しなければならない。

2 議長が採決した後は、その議題について発言することができない。

(関係職員の出席及び資料の提出)

第 8 条 会長は、議事に関し、必要があると認めるときは、市長又は関係職員に対し説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(書記)

第 9 条 協議会に書記を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 書記は、会長の指揮を受け庶務に従事する。

(会議録)

第 10 条 会長は、会議録を作成し、会議に出席した 2 人の委員とともに署名しなければならない。

(その他)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。